

令和7年度 第2回半田市環境審議会議事録

開催日時	令和8年3月10日(火)	14時30分～15時30分
開催場所	半田市役所 4階 庁議室	
会議次第	【議題】 1. 議事 (1) 半田市環境保全条例施行規則の改正について (2) 第2次環境基本計画【後期計画】答申(案)について 2. 市長あいさつ 3. 答申 4. 懇談 5. その他	
出席委員	千頭聡、竹内晋平、服部万里子、榊原靖、酒井元子、榊原善弘、岩浪房子、安達典孝、澤田和孝、大山仁志 ※敬称略	
欠席者	山田和夫 ※敬称略	
事務局	環境課長 太田 環境担当副主幹 山田、環境担当 片山、墓地整備担当副主幹 森下 ごみ減量担当副主幹 藤井	
その他	オブザーバー参加：牧野様、長瀬様(両名ともに環境基本計画策定委員)	
次第	議事概要	
1. 議事 (1) 半田市環境保全条例施行規則の改正について	<p>(事務局)</p> <p>第2回半田市環境審議会を始めさせていただきます。 策定委員会から連続の開催となり、長時間となりますが、どうぞよろしくお願いたします。それでは、議題に移る前に、本日の会議の内容と大まかなスケジュールを確認させていただきます。本日は、議事が2件と「答申」「市長との懇談」となっています。 それでは、ここからの進行は、千頭会長にお願いいたします。 よろしくお願いたします。</p> <p>(会長)</p> <p>それでは、次第に従って進めさせていただきます。本日の議題は2つあります。 まず「(1) 半田市環境保全条例施行規則の改正について」、事務局から説明していただき、各委員からご意見を伺いたと思います。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>半田市環境保全条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、水質汚濁防止法施行規則が改正されたことに伴い、半田市環境保全条例施行規則で定める工場等からの排水に関する規制基準を改正するもので、半田市環境保全条例において「規制基準を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。」とされているため、本日の審議会でお諮りするものです。</p>	

改正の具体的な内容についてご説明させていただきます。

今回改正する項目は、工場等からの排出水に適用される6項目の規制基準のうち、大腸菌群数に関するものです。

資料①をご覧ください。

資料①の破線で囲ってあるものが工場等からの排出水に関する規制基準の表です。

条例施行規則では、工場等からの排出水に関して、表の左側に記載の6つの項目について、表右側の基準を設けています。

このうち、表の一番下、「大腸菌群数」に関して、水質汚濁防止法施行規則が改正され、項目が「大腸菌数」、基準値が800CFU/mL（CFUとは「コロニ-形成単位」）となったため、法を準用している市条例においても、同じ内容に改正するものです。

法律の基準が改正された理由といたしましては、

1点目に、基準設定当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術はなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が採用されたが、今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていること。

2点目に、大腸菌群数では、ふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出されると考えられ、水環境中に大腸菌群数が多く検出されても、大腸菌が検出されない場合があり、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられたこと があります。

このような理由から、国において、簡便な大腸菌培養技術により、的確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」への見直がされました。

なお、基準値については、国の排水実態調査による排出水の大腸菌群数と大腸菌数の測定結果を基に、改正前の大腸菌群数 3,000 個/cm³に相当する大腸菌数として、「800CFU/mL」となったものです。

以上で、「半田市環境保全条例施行規則の一部改正について」説明を終わります。

(会長)

それでは「(1) 半田市環境保全条例施行規則の改正について」ご質問ありますか。

(委員)

退職するまではこうした水質関連の業務に携わっていました。大腸菌群数と大腸菌数それぞれの試験データを集めるといったことにも取り組んでいました。

そこで1点質問なのですが、この規制値はすべての排水に関わるものではなく、一定程度排水量のある事業所にのみ規制がかかるものという

ことよろしいですか。

(事務局)

ご認識のとおりです。

(委員)

つまり、小さな浄化槽や小規模な畜産排水には適用できないという弱みがあるということです。もう少し広く規制できる仕組みがあると良いと思います。

(会長)

今のお話ですが、対象範囲を広げることは可能でしょうか。

(委員)

愛知県では基準値を厳しくする、所謂「上乘せ」は行っていますが、対象を広げる「横出し」は行っていないと思います。しかしながら、実施することは可能だと思います。

(会長)

矢勝川など水質汚濁が課題になっているところの周辺事業所は排水量が少なく規制ができない事業所が多いようです。法律上、横出しができないわけではないと思いますが。

(委員)

事務局に質問なのですが、基準を順守しているかどうかの確認はどのように行いますか。

(事務局)

個別の事業所へ伺って計測するということは行っていません。環境保全協定を結んでいる事業所からは報告がありますので、確認することが可能です。

(委員)

そうすると、今後は基準値変更の周知を行い、順守をお願いしていくという形になりますか。

(事務局)

現実的には徹底した周知についても難しい側面がありますが、基準値を守ってもらうよう努めます。

(会長)

条例では立ち入りは可能になっていると思います。実効性を高めるためには、協定締結の義務付けや立ち入り検査の実施が必要だと思います。規則改正に伴い、検討してください。

<p>===== (2) 第2次 環境基本計画 【後期計画】 答申(案)に ついて</p>	<p>(委員) 従来の方法に比べると、正確性はかなり上がっています。色々な試験データによる議論があったのだと思いますが、数字だけを見ると、法令上の基準値が少し緩くなっている印象を受けます。</p> <p>(千頭会長) 令和8年4月1日から施行されるということですが、実効性を上げるための取組については、今後の宿題・課題にしたいと思います。</p> <p>それでは続いて、「第2次環境基本計画【後期計画】答申(案)」についてお願いします。</p> <p>(事務局) 資料②をご覧ください。事前に内容についてはご確認いただいているところではありますが、答申案につきまして、説明をいたします。</p> <p>今回、策定委員会でご審議いただいた後期計画案については、前期計画の理念と成果を継承しつつ、環境負荷のさらなる低減および持続可能で豊かな社会の実現を目指す内容となっております。</p> <p>答申案では、計画推進にあたり特に以下の6点を重視し、市としてもこれらを踏まえ確実に取り組む姿勢を示しております。</p> <p>1点目、厳密かつ適切な進行管理体制の整備と目標の確実な達成 2点目、環境施策の内容と意義を広く市民に周知し、環境保全の意識と機運の醸成 3点目、気候変動への迅速かつ柔軟な適応策・緩和策の推進 4点目、資源の有効活用とリユース文化の定着を通じた循環型社会の形成 5点目、長年の課題である畜産臭気や水質汚染対策の総合的推進 6点目、次世代を担う若者の環境意識向上のための教育機関との連携と環境教育の充実</p> <p>これらの点について、計画の具体的施策を推進する上で、重点を置いて取り組んでいきたい内容を答申案に盛り込んでいます。</p> <p>以上が答申案の概要です。</p> <p>ご審議いただき、審議会としての取りまとめをよろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上とさせていただきます。</p> <p>(委員) 答申案の修正というわけではありませんが、リユースや環境の意識向</p>
--	--

上について、環境課はしっかりやってくれていると思います。なので、できる限り具体的な表現で表せないでしょうか。

リサイクルセンターの跡地利用に向けて、市民を巻き込んで、リユースにより環境負荷を下げるといった方向に持っていければと思っています。また、環境教育の拠点としての活用を検討するため、その議論に市民の参加を促す方向性を市長への答申として盛り込めませんか。

(会長)

答申書本体に具体的な話は盛り込みづらいのですが、大切なご意見だと思いますので、この後の市長懇談の際に話を出してみたいでしょうか。おそらく今後議論も本格化すると思いますので、それを見越して意見を出しておくという事で。

(委員)

素朴な疑問として1点お聞きをしたいのですが、答申書の要望事項の1番と2番は計画全体を総括しての内容、3番から6番はそれぞれの柱に沿った内容になっていると思います。しかしながら、5つある柱の中で自然共生社会に関する内容が含まれていないように見受けられます。いかがでしょうか。

(事務局)

柱3 自然共生社会の内容は、全体のボリューム感の関係で、取り出して載せることができませんでした。

(会長)

こちらについても是非この後の市長懇談で話題に出していただければと思います。民間企業でも、自然との共生やネイチャーポジティブに関する取り組みが広がっているところです。行政としてどのような応援ができるのかも含めて、後期計画のスタートを機に取り組んでいけると良いですね。

(委員)

自然共生は環境課だけで取り組むのが難しいと考えています。愛知県でも同じですが、環境部局だけではなく、部局連携をしてやれることをやっていくということが必要だと思います。

(会長)

それでは、いくつかご意見もいただきましたが、今後取り組むべき課題と整理し、答申案としては原案のとおりとさせていただきます。

審議会の議事としては以上だと思いますので、市長をお呼びしての懇談に移りたいと思います。

(事務局)

会議を再開いたします。ここからは市長も参加させていただきます。

=====
2. 市長あい
さつ

(市長)

環境基本計画の推進は、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民の皆さま、事業所の皆さま、半田市に関わるすべての皆さまのご協力があることです。半田に関わるすべての人と力を合わせ、取り組んでいこうということで、「オール半田」という言葉をよく使わせていただきますが、まさに環境分野の取組はひとり一人の行動が大切になってくることから、オール半田で取り組むべきだと感じています。

「ごみの減量化」や「生活環境の保全」、「脱炭素」など、環境分野において取り組むべき課題は多くありますが、行政としても進めていきたいと思っていますので、本日ご参加の皆さまのご理解とご協力、そして市民の皆さまのご理解とご協力を得て進めて参りたいと思います。

そのためにも、本日このような場であった議論などは、身近な方との話題にさせていただけるとありがたいです。

最後に、半田市は「選ばれるまち」を目指しているところです。住む人、働く人、訪れる人から選ばれるまち 半田市へということで進めていますが、環境分野の取組が、選ばれるまちに寄与していくようチャレンジをしていきますので、引き続きよろしくお願いたします。

(事務局)

続きまして、次第3. 答申に移ります。

半田市環境審議会条例第2条に基づき、環境基本計画に改定に伴い、本市における環境の保全の推進のため、令和7年7月7日付で、市長から環境審議会へ諮問されました。その結果につきまして、本日、答申するものであります。

それでは、千頭会長から市長へ「答申書」の受け渡しを行います。千頭会長、市長は中央へお願いします。

=====
3. 答申

【千頭会長から市長へ答申】

(事務局)

ありがとうございました。席にお戻りください。

続きまして、懇談会に移らせていただきます。市長につきましては、この後、他の公務がございますので、懇談会は15時30分までとさせていただきますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

懇談会では、今回の計画策定に関わらず、環境全般に関することなど幅広いご意見で構いません。短い時間ですが、折角の機会ですので忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、ここから進行は千頭会長にお願いします。

=====

4. 市長懇談

(会長)

せっかく市長にお越しいただきましたので、ざっくばらんに日頃思っ
ていらっしやることをお話いただければと思います。順番にということ
ではなく、自由にご発言ください。

(委員)

環境課でリユースを深掘りして、素晴らしい施策を色々と実施してく
れています。

今後、リサイクルセンターの焼却炉を取り壊し、更地にして、新しい
施設にするとということを伺っています。広大な敷地で、キツネなどの野
生生物も来ているという素晴らしい環境があります。是非、リニューア
ルの際には環境教育のツールになるような、環境教育の拠点となるよう
な施設にさせていただきたいと思います。

隣にふれあいプールもあることから、スポーツ施設としての活用も見
込めるのではないかと考えています。青少年の育成という広い視点で、
市民の意見も取り入れて進めていってほしいと思います。

(市長)

跡地利用については今後検討を進めていくところです。今いただいた
ご意見も踏まえて考えていきたいと思います。

一方で、これまでクリーンセンターとして利用していたことから、土
壌汚染の懸念もあり、新たに杭を打ったり基礎を作ったりしての建設は
難しいということも聞いています。

(事務局)

現状、建築に対する懸念点もあることから、地面を掘削するのではな
く、ストックヤードとしての機能拡充といった視点で検討しています。

(会長)

広大な敷地がありますので、活用方法については最終処分場も含めて
アイデアを出していけるといいですね。

(委員)

矢勝川の汚染の問題について、汚染源と考えられる施設の周辺で基準
値を超える数値が出ていると聞いています。

(会長)

矢勝川では、市域外に所在の施設が原因で水質汚染が起こっています。
半田市の環境課や施設の所在する自治体、愛知県も改善に向けて努力し
てはいますが、なかなか改善が進まない状況です。

(事務局)

少し専門的な話になりますので、事務局からお答えします。

現在、矢勝川へ合流する鎌子川で水質汚染が起こっています。これま

で、鎌子川沿いの事業所が汚染原因だろうというところまで調査が進んでいます。半田市外の事業所であることから、関係機関と一緒に立ち入りを行い、改善のお願いをしているところです。

事業所としても可能な限り対策をしてくれていますが、設備の誤操作により、汚い水が流出してしまうことがあり、矢勝川本流の水質悪化に繋がっているようです。

特に1月から3月の時期は雨も少なく水量が少ないところに、気温上昇によるBOD増加が重なり、水中の酸素が少なくなり魚が死んでしまう事態に至っています。なかなか根本的な解決にまで至っていない状況です。

(委員)

先ほど、今年度のごみ削減目標まで8グラム足りないというお話を聞きました。今からの努力で達成が見込める数字なのでしょうか。また、達成していこうという気持ちがあるのであれば、どのようなアプローチがありますか。

ごみ袋の配付は家計も助かりますし、スーパーやドラッグストアのごみ袋コーナーにポップを設置するだけでも市民の意識向上に繋がると思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

ごみのお話に関連して、一生懸命分別をしても、結局燃やすときには生ごみとプラごみを一緒に燃やすので意味がないという話を聞きます。そういった認識をされている方が一定数いるのではないかと感じます。せっかく分別しているのに、無駄なことをしているのでしょうか。

(事務局)

まず、ごみ削減目標については、2月末までの実績として達成までに8グラム足りない状況です。平均値で算出していますので、目標達成には残り1か月で相当量を減らす必要があります。

環境課では、今年度の目標値、その月の実際の数字、コメントを毎月市報に掲載しています。市民へのPRは続けていますが、今年度目標が達成できなければ、来年度以降も周知方法を考えながら進めていきます。

(会長)

半田市のごみ減量は相当進んだと思います。目標達成による資源回収袋の配付は、市民の評判だけでなく、市外に住む人からも大変評判が良い取り組みです。

(市長)

目標値の設定は本当に難しいと感じています。もっと早くPRができると目標達成に繋がったかもしれないと思うと、その点については反省するところです。来年度もPRの方法については検討していきたいと思っています。

実際に8グラムという数字は、市のホームページを見ますと、「レシー

ト4枚で2グラム」、「チラシ1枚で5グラム」、「お菓子の外袋は4グラム」など、参考になる数字があがっているので、こうした数字を外に向けて発信していくのも効果的かと考えています。

(委員)

生ごみの水切りを行うだけで、相当な量のごみを削減できると思います。寝る前に水を切ったものを朝ごみに出すようにするだけで、ごみの重量は相当減ると思います。

(会長)

さっきまで食べ物だったものが、ごみとして捨てられた瞬間に触りたくなくなるという話を聞きます。こういった意識を変えていくことも必要です。今はごみ自体を触らずに水切りができるものも販売されていると聞きます。

(委員)

手で触らずに水を絞る工夫をしているところもありますので、うまくPRができると10%近くは重量を減らせると思います。

(会長)

来年度はこうしたPRにも取り組んでみてください。

(市長)

プラごみの混焼のお話ですが、火力調整に使用するにしても、分別をしているから使うことができると考えています。

(市民経済部長)

現在は資源として分別されたプラごみは全てリサイクルに回しています。

(市長)

ごみを燃やす際に火力不足で燃料使用量が増えるという話もあります。

(環境課長)

生ごみの水切りのお話は以前からいただいていたいて、市報でも推奨する記事を出しました。引き続きPRに取り組んでいきたいと思います。

(会長)

私から少し半田市の環境課のことをお伝えしたいと思います。半田市の環境課は本当に良く頑張っていると思います。

公共施設のLED化についても、取り組むのが早かったこともあり、安価に実現することができました。今取り組み始めている市町では、LEDの取り合いで価格も上がっていると聞きます。

また、国の交付金事業に採択され、脱炭素事業に取り組んでいる点も

大変評価が高いです。

加えて、環境省の地域循環共生圏づくり事業では、全国では非常に稀な「行政が協働コーディネーターを務める」ということに先駆的にチャレンジされています。

環境課は大変良く頑張っていますので、今後もよろしくお願いします。

(市長)

私からも皆さんにお聞きをしたいのですが、汚れたプラごみはどうやって捨てていますか。

例えばケチャップやマヨネーズの容器など、どのように捨てますか。

(委員)

私は納豆の容器でさえ洗ってプラごみで出すようにしています。ただ、ここで悩むのが、洗うことで資源は増えますが、排水量も増えるため排水処理の負荷が上がります。どちらが環境に良いのかわかりません。

(事務局)

基本的には洗っていただいて、プラごみとして出していただきたいです。ただし、完璧に綺麗になるまで洗うわけではなく、水洗いで2回程洗い、落とせる汚れを落とした上で出していただきたいです。

(委員)

少しでも汚れていると再生利用できないのではないかと考えている人が多いのではないのでしょうか。

(市長)

プラスチックの資源化工程では、破碎や洗浄といった工程も含まれていると思います。少し汚れているだけで資源として捨てられないと考えてしまう節があるので、このあたりのPRはしっかり行っていく必要があります。

(委員)

先ほど市長からのあいさつの中に、「オール半田」という言葉がありました。最近「〇〇ファースト」のように誰かを優先するような言葉ばかりが目立つ中、オール半田という発想を非常に嬉しく思います。こうした言葉をもっと市内に広げてほしいです。

(会長)

それでは、時間となりましたので、懇談を終了することとしまして、事務局にお返しします。

=====

5. その他

(事務局)

貴重なご意見をありがとうございました。本日の答申書の内容については、計画を進めていく中で庁内関係課へフィードバックし、施策に反

	<p>映をさせてまいります。</p> <p>また、会議録についても、事務局作成ののち、みなさまにご確認をいただいたうえで、ホームページに掲載させていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p> <p>(事務局)</p> <p>これをもちまして第3回環境審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。</p>
	(終了)